

国立大学法人上越教育大学大学評価委員会 ファカルティ・ディベロップメント 専門部会細則

(平成16年6月17日)
細則第36号

国立大学法人上越教育大学大学評価委員会ファカルティ・ディベロップメント 専門部会細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人上越教育大学大学評価委員会規程(平成16年規程第9号)第10条第2項の規定に基づき、大学評価委員会(以下「委員会」という。)の専門部会として、ファカルティ・ディベロップメント専門部会(以下「専門部会」という。)に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、ファカルティ・ディベロップメントの推進に係る事項を所掌する。

(組織)

第3条 専門部会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 大学評価委員会委員若干人
- (2) 各部から選出された教授又は助教授(講師を含む。)各1人
- (3) 教育支援課長
- (4) その他学長が指名した者若干人

(委員の委嘱及び任期)

第4条 前条第2号及び第4号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

- 2 前条に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、前条第2号及び第4号に掲げる委員が欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長等)

第5条 専門部会に部会長を置き、大学評価委員会委員長が委員のうちから指名する。

- 2 専門部会は、必要があると認めるときは、副部会長を置くことができる。

(会議の招集及び議長)

第6条 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。

- 2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名した委員又は前条第2項により副部会長を置くときは、当該副部会長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を専門部会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務の処理)

第8条 専門部会に関する事務は、学務部教育支援課において処理する。

(その他)

第9条 この細則に定めるもののほか，専門部会の運営に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

附 則

- 1 この細則は，平成16年6月17日から施行する。
- 2 この細則の施行後最初に委嘱する第3条に規定する委員の任期は，第4条第2項本文の規定にかかわらず，平成17年3月31日までとし，再任を妨げない。